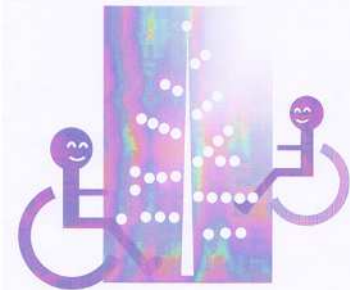


だれひとり取り残さない 世田谷をつくろう

世田谷区肢体不自由児(者)父母の会
坂 ますみ



私のこと

- ◇ 世田谷区肢体不自由児(者)父母の会 会長
- ◇ 放課後等デイサービス 事業主
- ◇ 青少年地区委員会 副会長

息子のこと

1997年 次男として誕生

ヒルシュスプルング病、尿道下裂、動脈管動脈瘤、

歌舞伎メーカーシップ症候群(SHIP1遺伝子異常) 他

生後9か月 体幹機能障害と診断され、手帳を交付される

2003年 東京都立光明養護学校(現 光明学園)入学

2015年 世田谷区立の生活介護に通所 現在26歳

就学前の通う場所についての選択

以前 肢体不自由児通園施設： 身体に機能的な障害のある子供たちを保護者のもとから通わせて、生活訓練、療養等を提供する施設

近隣では、あけぼの学園(世田谷区三宿)、都立北療育医療センター城南分園(大田区東雪谷)

現在 児童発達支援事業所 : 2021年に制度化。未就学児の発達を支援するため、日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を継続的に支援する事業

区立保育園



子ども誰でも通園制度

政府が掲げる“次元の異なる少子化対策”の目玉施策の1つ。

親の就労などの条件はなく、どこにも通わせていない家庭が、時間単位で子どもを預けられる。定員に空きのある保育園で利用できる。

令和5年6月13日閣議決定された

8月よりモデル事業実施 2024年度から制度の本格実施

モデル事業利用者の声

- ・気分転換になる
- ・急用でも安心して預けられてありがたい

保育現場からの声

- ・人員不足、負担が大きい
- ・突発の子への対応で、元々通っている園児の世話が手薄になる

就学後の放課後の居場所についての選択

養護学校(特別支援学校)



支えがあれば、短距離ですが、歩けるようになりました



楽しみながら訓練しました

新BOP学童クラブ

いつも真ん中に入りたがりました



年を重ねていく上で選択してあげられること

成人になってからの住まいの選択

・グループホームへの入居

民立	グループホームえにし	身体・知的(重複障害含む)	桜上水 5-3-29	共同生活援助(グループホーム)、短期入所含む)
民立	グループホームここから	身体・知的(重複障害含む)	北烏山 3-11-5	共同生活援助(グループホーム)
民立	バンブル	身体・知的(重複障害含む)	成城8-27-11	共同生活援助(グループホーム)
民立	さぎそうハウス	身体	北烏山 8-6-12	共同生活援助(グループホーム)
民立	グループホームきぬた	身体	砧4-25-2	重度身体障害者グループホーム(法外)

身体として世田谷区のホームページに掲載されている
グループホーム 令和5年6月30日現在

権利擁護を第3者に委ねる選択

・成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断力が十分でなくなり、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、財産の管理や、いろいろな契約や手続をする際に法的にお手伝いする制度です。

やってもらえる事

- ・福祉サービス、介護の契約
やお手伝い
- ・保険料や税金の支払やお金の
出し入れのお手伝い
- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・入院や施設への入所の手続き
のお手伝い
- ・書類の確認や施設などへの改善
の申し入れ

やってもらえない事

- ・食事を作る
- ・掃除をする
- ・日用品の買い物を代わりに
する
- ・手術をするしないを決める
- ・実際に介護をする
- ・毎日のように来てもらったり
話し相手になってもらう

意思決定支援について

- 「意思」を「決定」することを「助ける」
自己決定に困難を抱える場合に、本人の意思の確認や意思決定の支援を行うこと
- ・個性や認知力、身体、精神状態に合わせた支援が求められる
- ◇意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。
本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

ご清聴ありがとうございました

